

会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」の商標使用に関する規程

(平成 27 年 4 月 30 日 決裁)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」の商標登録第 5525456 号に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 本件商標を使用する者(以下「使用者」という。)は、事前に会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」商標使用申請書(第1号様式)により会津若松市長(以下「市長」という。)に申請し、その承認を受けるものとする。この場合においては、本件商標を使用する製品1品目ごと(食育や健康的な食生活推進に関するイベントの実施に際し使用する場合には、当該実施するイベントごと)に申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除きその使用を承認するものとし、当該申請を行った者に対し、会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」商標使用承認書(第2号様式)を交付する。

(1) 会津若松市食育推進計画の促進又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。

(2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。

(3) 提供する商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがあるとき。

(4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。

(5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。

(6) 法令又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれがあるとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、本件商標を使用させることが不相当であると市長が認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができる。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合は、本件商標の使用は、認めない。

(1) 市及び教育機関が使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(3) 個人が食育の意識啓発のために使用するとき。

(4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用料)

第3条 本件商標の使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本件商標は、承認された内容にのみ使用すること。

(2) 本件商標を使用する権利は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 本件商標の使用については、本件商標と同一性が保たれないデザインの変更は行わないこと。

(4) 本件商標を使用する場合には、その製品等に「©aizuwakamatsu.city」又は「会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」」の表示を行うこと。

(5) 本件商標を使用する製品等に、食育または健康的な食生活を推進する文言を記載すること。ただし、食育または健康的な食生活を推進するために企画・実施されるイベント等において使用する製品については、この限りでない。

(6) 本件商標を製品等として使用する場合は、当該製品自体又はそれに付属するものに、使

用者名及び連絡先を明記すること。

(7) 本件商標を使用した製品等の完成品を市長に提出すること。ただし、提出が困難な場合においては、写真等を提出すること。

(8) 当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(承認内容の変更)

第5条 使用者は、第2条の規定により承認された内容を変更しようとするときは、会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」商標使用(追加・変更)申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」商標使用(追加・変更)承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、本件商標の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、その使用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、使用者に対し、使用状況について報告させ、又は、調査を行うことができるものとする。

3 市は、第1項の規定により承認の取消しをした使用者又は届出をせず、もしくは承認を得ずにキャラクターを使用している者(次項において「使用者等」という。)に対し、当該取消しに係る物件の使用停止、物件の回収等適切な措置を講じるよう命ずることができる。

4 前項の規定による市からの命令に基づき使用者等が行う使用物件の回収費等の費用は、当該使用者等の負担とする。

5 前3項の規定は、第2条第3項の規定により申請を省略できる場合について適用する

(使用に伴う責任)

第7条 使用者が本件商標を使用したことに伴い第三者に損害を与えた場合その他本件商標を使用したことに起因して発生した問題については、使用者が、一切の責任を負う。

(損失補償の責任)

第8条 市は、キャラクターの使用に係る損失補償等、法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本件商標の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」使用規程の廃止)

2 会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」使用規程(平成23年3月1日決裁)は、廃止する。

(会津若松市食育推進イメージキャラクター「こぼりん」の商標使用に関する規程の一部を改正する規程)

3 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

食で育む「こころ」と「からだ」の
元気なあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」

乳幼児期

みんな元気に”楽しく”食べるあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」

学齢期

朝食を”しっかり”食べるあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」

青少年期

三食を”きっちり”食べるあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」

成年期

自分で”選んで・作って”食べるあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」

高齢期

自分に”合わせて”食べるあいづっこ



会津若松市食育キャラクター
「こぼりん」